

銃砲刀剣類所有者変更届け記載要領

1. 登録証に記載されている登録記号番号、種別、長さ(全長)、取得した年月日、旧所有者(譲り受けた相手又は相続した相手)を記入してください。
 2. 譲り受け、又は相続により取得した年月日から 20 日以内に届け出てください。
 3. 「刀剣類」「火縄式銃砲等の古式銃砲」及び「譲り受け」「相続により取得し」のうちで該当する言葉を○で囲んでください。
 4. 住所は番地まで正確に記入し、連絡がとれる電話番号も記入してください。
なお、押印は不要です。
 5. 必ず登録証の写しも一緒に送付して下さい。
 6. 下記の宛先に郵送してください。
〒902-8501
沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2 番 16 号
沖縄県教育庁文化財課 銃砲刀剣類登録担当宛
6. その他
- 沖縄県以外の登録証をお持ちの場合は、それを発行した都道府県の教育委員会に届け出てください。
 - 新しい登録証は発行しませんので、現在お持ちの場合は、それを発行した都道府県の教育委員会に届け出てください。
 - 所有者変更ができた場合はご連絡いたしません、できない場合はその旨をご連絡いたします。